

7・2 船員労務関連

7・2・1 船員の働き方改革

2022年4月から改正船員法及び省令その他関連法令が段階的に施行され、船員の労働管理や心身の健康確保の改善に重点が置かれた「船員の働き方改革」が進められている。当協会では、国土交通省が主催する交通政策審議会海事分科会船員部会、および船員の健康確保に関する各種検討会に参画し、人材確保にも資するより良い労働環境の実現に向けて意見反映を行った。また、会員会社において改正規則に対応した運用の開始に遺漏がないよう適宜情報発信すると共に、各社において課題となっている点等を国土交通省にフィードバックするなど、「船員の働き方改革」が実効性を伴う施策となるよう努めた。

7・2・2 ILO 海上労働条約(MLC 条約)

2022年5月、ILO 本部にて第4回特別三者委員会(STC) Part II が開催され、船主側メンバーとして参加した。本会合は2021年4月に開催された第4回 STC Part I の続きという位置付けであり、政府代表・船舶所有者代表・船員代表の三者間で「MLC 条約コードの改正」について協議が行われた。当協会は開催に先立ち、会員会社と改正内容について意見交換を行い、船主側代表団である ICS に日本側船主意見をフィードバックするとともに、国土交通省との情報共有によって日本政府としてのスタンスを確認する等、船主側にとって不利な改正内容とならないよう対応を行った。

本会合における三者協議の結果、計12件の改正案のうち、8件のMLC改正案が合意・可決されたが、船主側にとって不合理な提案は全て取り下げ、もしくは次回のSTCで協議されることとなった。本協議結果については、国土交通省と連携し、会員船社に対し必要な情報発信を行った。

7・2・3 ILO 最低賃金

2022年5月、ILO 合同海事委員会船員賃金小委員会が開催となり、船主側メンバーとして参加した。同会合では2023年1月以降の甲板手(AB)の最低賃金の労使間協議が行われ、協議の結果、2023年から2025年まで最低賃金を段階的に増額することで労使間合意に至った。当協会では協議前から、当該最低賃金がIBF賃金額を上回ることを避けたいという主張をICSに対して強く申し入れており、協議結果は、それが勘案された形での合意がなされた。

7・2・4 外航労務部会 協議会(安全)の開催

1. ウクライナおよびアゾフ海に就航する船舶の取り扱い確認

2022年2月 ロシア軍のウクライナ侵攻により、日本商船隊の船舶にも被害が生じたことから、ウクライナおよびアゾフ海への就航を当面の間見合わせることで2022年3月1日に労使確認を行った。

2. 海賊多発海域における確認特定警備従事者の運用確認

2022年11月 法改正により武装ガード(確認特定警備従事者)が乗船可能な船舶の対象範囲が拡大され、原油以外の物資を運ぶ船舶にも適用されることについて2022年11月10日に労使確認を行った。

3. ハイリスクエリアの撤廃及び Extended Risk Zone の見直し

2023年1月 国際的な海運団体が定めるソマリア周辺海域・アデン湾および西アフリカ海域におけるハイリスクエリアが撤廃され、また Extended Risk Zone についても範囲が見直されたことに伴い、2023年1月25日付で関連する労働協約の確認書の撤廃および改訂を行った。

7・2・5 育児休業、介護休業法の改正に伴う各種労使確認書の整備

2022年4月1日および同年10月1日に「船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」、ならびに「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正が段階的に公布された。これに関して外航労務部会と組合は10月1日の施行に先立ち、育児休業制度に関する労使確認書を改定し、2022年10月1日付でこれを締結した。